

薬物乱用防止対策基本方針

平成28年6月24日
山形県危険な薬物から県民の命とくらしを守る会議

現状と課題

- ❶ 我が国の薬物乱用の状況は、近年、覚せい剤事犯を中心に検挙者数が1万人を超える水準で推移するとともに、青少年の大麻事犯が大きく増加するなど、憂慮すべき状況が続いている。また、覚せい剤事犯の再犯率は6割を超えており、再乱用防止対策の充実が急務となっている。
- ❷ 本県では、薬物の乱用防止に向けて平成27年12月に「山形県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例」を制定（平成28年4月施行）し、薬物違法行為の規制を強化するとともに、県民一丸となって薬物乱用を防止する環境整備を図ることとした。
- ❸ 本県における薬物事犯の検挙者は全国的にみれば少ない水準であるが、危険ドラッグがインターネットを介して販売されるなど、県内にいつ、どこから違法薬物が持ち込まれてもおかしくない状況であり、特に若い世代への広がりが懸念されている。

取組みの方向性

薬物乱用の防止のために行動する機関・団体が幅広く連携・協力することにより、県民一人ひとりが薬物乱用の恐ろしさを十分認識し、地域社会において薬物乱用のない環境づくりを進める。

1 広報・啓発活動の充実

- 薬物乱用防止教育・広報啓発活動の推進
 - ・ 青少年を対象とする薬物乱用防止教育
 - ・ 街頭やイベント等による広報・啓発
 - ・ 強化月間の設定等による集中的な啓発活動

2 指導・取締りの強化

- 薬物事犯の取締り強化
- 薬物乱用につながる行為に対する抑止力確保
 - ・ 知事指定薬物の迅速な指定
 - ・ 麻薬、向精神薬等の取扱施設の指導・監督

3 薬物問題を抱える人への支援

- 薬物相談窓口の周知・利用促進
- 相談機関間の連携強化
- 薬物依存症にかかるネットワークの強化

4 連携の確保・施策の推進

- 会議構成員相互間の緊密な連携の確保、積極的な施策の推進

5 薬物乱用対策推進功労者の顕彰

- 薬物乱用防止の活動に大きく貢献した個人・団体の顕彰

